



# 金 沢 市 公 報

号外第25号

令和3年(2021年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例	
●条 例		(財 政 課)	2
○特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 1	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例	(教育総務課) 10
○金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 1	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(医療保険課) 10

## 条 例

特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第46号

特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当支給条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第1号中「100分の54」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の36」を「100分の34」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第47号

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例

金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条中「であって、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第14条第1項及び第2項中「であって、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第3項中「前条第1項」の次に「の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者」を加え、「第2項の承認を受けている」を「同条

第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えている」に、「において」を「には」に、「当該承認を受けている」を「当該」に改め、「市長の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第15条から第18条までを削る。

第19条中「第14条各項」を「前条各項」に、「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従って備付け、保存及び作成が行われている」に改め、同条を第15条とし、第20条から第23条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条から第15条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に係る関係帳簿及び関係書類について適用する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第48号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中第116号の3の項及び第116号の3の2の項を次のように改める。

(116)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（住宅を新築しようとする場合の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第6条第2項の規定	認定申請に係る確認書等（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に	認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合	1件につき 12,000円
	規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下この号において同	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 22,000円
	じ。）の添付がある場合	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 36,000円
		認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 61,000円

による申出がない場合に限る。)	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 97,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 150,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1件につき 250,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 320,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 360,000円	
	認定申請に係る確認書等の添付がない場合	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1件につき 45,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 110,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 170,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 340,000円	
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 600,000円	
認定申請建築物	1件につき 1,000,000円		

		の住戸の総数が 51以上100以下 である場合	
		認定申請建築物 の住戸の総数が 101以上200以下 である場合	1件につき 1,900,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 201以上300以下 である場合	1件につき 2,700,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 301以上である 場合	1件につき 3,300,000円
(116)の3の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（住宅を増築し、又は改築しようとする場合の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	認定申請に係る 確認書等（住宅 の品質確保の促 進等に関する法 律第6条の2第 5項に規定する 住宅の構造及び 設備が長期使用 構造等である旨 が記載された確 認書若しくは住 宅性能評価書又 はこれらの写し をいう。以下こ の号において同 じ。）の添付が ある場合	認定申請に係る 建築物（以下こ の号において 「認定申請建築 物」という。） の住戸の総数が 1である場合	1件につき 18,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 2以上5以下で ある場合	1件につき 33,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 6以上10以下で ある場合	1件につき 55,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 11以上30以下 である場合	1件につき 91,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が 31以上50以下 である場合	1件につき 150,000円
		認定申請建築物 の住戸の総数が	1件につき 220,000円

	51以上100以下である場合	
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1件につき 380,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 480,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 550,000円
認定申請に係る確認書等の添付がない場合	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1件につき 68,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 160,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 250,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 500,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 900,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 1,500,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下	1件につき 2,900,000円

	である場合	
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 4,100,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 5,000,000円

別表第116号の4の項中「第3項」を「第5項」に、「1住戸」を「1件」に改め、「（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」及び「を当該認定申請に係る建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数で除して得た金額」を削り、同表第116号の5の項及び第116号の5の2の項を次のように改める。

(116)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（住宅を新築しようとする場合の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	変更認定申請に係る確認書等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下この号において同じ。）の添付がある場合	変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合	1件につき 9,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 17,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 29,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 46,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 77,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 120,000円

	数が51以上100以下である場合	
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1件につき 210,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 260,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 290,000円
変更認定申請に係る確認書等の添付がない場合	変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1件につき 26,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 59,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 96,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 180,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 330,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 570,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総	1件につき 1,000,000円

		数が101以上200以下である場合	
		変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 1,500,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 1,800,000円
(116)の5の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定(住宅を増築し、又は改築しようとする場合の認定に限る。)の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	変更認定申請に係る確認書等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下この号において同じ。)の添付がある場合	変更認定申請に係る建築物(以下この号において「変更認定申請建築物」という。)の住戸の総数が1である場合	1件につき 14,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 26,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 43,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 69,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 120,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 190,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総	1件につき 310,000円



	数が101以上200以下である場合	
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1件につき 390,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 430,000円
変更認定申請に係る確認書等の添付がない場合	変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1件につき 38,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1件につき 89,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1件につき 140,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1件につき 270,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1件につき 490,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1件につき 850,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1件につき 1,600,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総	1件につき 2,200,000円

		数が201以上300以下である場合	
		変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1件につき 2,700,000円

別表第116号の6の項中「1住戸」を「1件」に改め、「（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」及び「を当該変更認定申請に係る建築物について同時に変更認定申請をする住戸の数の合計数で除して得た金額」を削り、同表第116号の7の項中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「1住戸」を「1件」に改め、同表第116号の8の項中「認定計画実施者」を「認定を受けた者」に、「1住戸」を「1件」に改め、同表第116号の9及び第116号の10の項を削り、同表第116号の8の項の次に次のように加える。

(116)の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
(116)の10 削除	

別表第116号の11の項中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第49号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「金沢市長町1丁目10番35号」 を 「金沢市玉川町2番1号」 に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第50号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年(2021年)12月20日 印刷  
令和3年(2021年)12月20日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄